

令和5年8月～  
令和6年7月利用分

# めがね購入券交付申請書

就学奨励金の交付決定を受けていない人、  
生活保護受給中の人は申請できません。

学校  
番号

※鉛筆以外のボールペン

を全て記入してください。

**就学奨励金の交付決定を受けていない方は申請できません**

相模原市教育委員会

令和 ○年 ○月 ○日

住所 相模原市 中央 区

中央2-11-15

※平日の日中に連絡ができる番号をご記入ください。

電話 090-0000-0000

保護者氏名(署名) 相模 花子

必ず有効期限が切れていない医療機関発行の処方せんのコピーを添付してください

次のとおり、めがね購入券の交付を申請します。

学校 学年 (申請時点)	相模原 小学校 中学校 学園	1 年生	フリガナ	サガミ イチロウ
医療機関受診 年月日	令和 ○年 ○月 ○日	生年月日	平成 ◇年 ◇月 ◇日	児童生徒氏名 相模 一郎
視力検査を受けた医療機関 名称	あじさい眼科医院			
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> めがね処方せんのコピー			

相模原市コールセンター 電話042(770)7777 午前8時～午後9時 年中無休

裏面もご確認ください→

処方せんに記載された年月日、名称を記入

提出前に学務課までご連絡ください。

連絡先：相模原市教育委員会 学務課 電話042(769)9262 平日午前8時半～午後5時

## (1) めがね購入費の特例交付（レンズ交換券）を希望する人

- ① レンズ交換を希望する理由が次のいずれかに該当する場合
  - ・紛失・破損、フレームの不具合など、視力低下に伴う不適合ではない場合
  - ・新たにめがねを作成する場合
  - ・同一学年内にめがね購入費の援助を受けている場合
 ⇒ レンズ交換券の利用はできません。

- ② 視力低下によるめがねの不適合があり、学習に支障が生じている場合  
⇒ 学務課までご相談ください。

小1、小4、中1の人は  
レンズ交換券の対象外です

前年度の「めがね購入券」の利用状況によらず、「めがね購入券」を利用できるので、学務課への連絡は不要です。

## (2) 医師から、9歳未満の児童が使用する治療用めがね（小児弱視等）による矯正が必要と診断された人

- 加入している健康保険組合等の療養費が
- ① 適用される場合  
⇒ めがね購入券の利用はできません。加入している健康保険組合等にお問い合わせください。
  - ② 適用されない場合  
⇒ 学務課までご相談ください。

## (3) 医師から、コンタクトレンズによる矯正が必要と診断された人

- コンタクトレンズを購入する理由が
- ① 自己都合による場合  
(例：運動部に所属しているから等)  
⇒ コンタクトレンズ購入券の利用はできません。
  - ② 身体的な場合  
(例：めがねでは矯正できない強い近視、不正乱視、円錐角膜、不同視等)  
⇒ 学務課までご相談ください。

教育委員会使用欄	標準保護交付決定期間	年 月 日～ 年 月 日	発行日	年 月 日
	区内発行履歴	<input type="checkbox"/> 無	発送日	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 有 (発行日： 年 月 日)	受付印押印欄	
	児童生徒CD	<b>教育委員会使用欄のため、記入不要</b>		
伺い)	上記の申請に基づき、めがね購入券を交付してよろしいでしょうか。			
決裁欄	総括副主幹	担当	合議	